

牧之原市 中学校の制服に関する方針

令和8年6月

牧之原市教育委員会

牧之原市菊川市学校組合教育委員会

目次

1	検討の背景	1
	(1) 関係法令等	1
	(2) 牧之原市の制服の現状	5
2	制服の検討経緯	6
	(1) 制服のあり方検討（令和6年度）	6
	(2) 制服のデザイン検討委員会（令和7年度～）	7
3	方針	8
	(1) 市内3中学校統一の制服とする	8
	(2) 生徒が自ら選択・決定ができる制服とする	8
	(3) 保護者の経済的な負担を軽減する	8
	(4) 子どもや保護者の意見を反映する	8
4	方針に基づく制服の考え方	9
5	今後のスケジュール	10

1 検討の背景

牧之原市内中学校における現行の制服は、学校生活の安全・安心を担保し、各校の開校以来、長い年月受け継がれてきたものです。しかし、時代の変化に伴い、多様性への配慮や経済性などの観点から、現行の制服を迅速に見直す必要性が生じており、各種法令・通達等においてもその必要性や方向性が示されています。

これからの時代を生きる子どもたちが着る制服について、時代の方向性や市の現状を的確に把握し、検討をすることが求められています。

(1) 関係法令等

制服を検討する上で必要となる関係法令と主な内容等については次のとおりです。

ア 子供の人権・多様性の尊重

(ア) 児童の権利に関する条約

- ・ 子供の基本的人権を国際的に保障するために定められたもの。
- ・ 日本は平成2年にこの条約に署名、平成6年に批准、効力が生じている。
- ・ 18歳未満の全ての者を権利の主体として位置付け、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている。
- ・ 「差別の禁止」「子供の最善の利益」「生命、生存及び発達に関する権利」「子供の意見の尊重」の4つは、あらゆる子供の権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な原則であるとされている。

(イ) こども基本法（令和5年4月施行）

- ・ 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもや若者が将来にわたって自分らしく幸せな生活ができる社会を実現するために定められた法律。
- ・ 6つの基本理念に基づき、国や地方自治体がこどもや若者の意見を聞きながら「こども施策（こどもや若者に関する取組）」を実施する。

《6つの基本理念》※こども家庭庁パンフレットより

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること
- すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(ウ) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
(平成 27 年 4 月 30 日付文部科学省通知)

a 学校生活の各場面での支援について

全国の学校では学校生活での性同一性障害に係る児童生徒への各場面における支援として次のことを参考にすること。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操服の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1 人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

※「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」別紙

(エ) 生徒指導提要（改訂版・令和 4 年 12 月公表）

a 児童生徒の権利の理解

- ・ 生徒指導を実施する上で、児童の権利に関する条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠である。
- ・ 安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、児童の権利に関する条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言える。

- ・ こども基本法の目的、基本理念等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる。

b 校則の運用・見直し

- ・ 校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。
- ・ 校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

イ 保護者の経済的負担軽減

(ア) 通学用服等の学用品等の適正な取扱い

a 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（平成30年3月19日付文部科学省通知）

- ・ 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。
- ・ 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるように、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- ・ 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。

b 学校における通学用服等の学用品等の適切な取扱いについて（令和5年10月23日付文部科学省通知）

- ・ 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。
- ・ 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるように、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- ・ 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定

することが望ましいこと。

- ・ 通学用服の選定や見直しの際には、保護者等学校関係者に対し通学用服の選定の経緯等について、ホームページ等を通じた情報提供が行われることが望ましいこと。

c 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（令和7年6月25日付文部科学省通知）

- ・ 制服や体操服等の学校指定品の業者選定や契約書等に関して、教育委員会が学校向けのガイドラインを作成することで、各学校が契約の競争性、公平性を確保しつつ、より質が高く低価格の物品の指定に努めるよう促している事例がある。
- ・ コンペの実施や生地の見直しにより制服の価格を低廉化させるとともに、事業者の協力のもと、レンタル制度を導入した事例がある。

（イ）制服の販売価格低減につながる取組（公正取引委員会）

a 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書（平成29年11月29日付）

- ・ 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、コンペ等の方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと。
- ・ 指定販売店を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、より好ましい取引環境を作り出すこととなるため、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店を増やすこと。
- ・ 制服の販売価格への関与する場合には、①コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にすること。②コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売額を提示できることを定めること。③コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること。

b 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（令和5年10月23日付）

- ・ 制服メーカー間及び販売店等の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書の提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- ・ 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が販売価格についての情報交換の契機とならないようにすること

が重要。

- ・ 学校制服以外の学用品についても、販売店やメーカーを取り扱う慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

(2) 牧之原市の制服の現状

a 現状

現在、相良中学校、牧之原中学校、榛原中学校は3校とも、男子については、標準型学生服を基本とし、夏はスラックスを着用しています。女子については、セーラー服の夏用・冬用を着用しており、リボンが指定となっています。

学校ごと、標準型学生服に装着するボタンや腕章、バッグが異なります。また、男子のワイシャツについては指定品ではなく、白色のワイシャツを着用することになっています。

b 制服の必要性に係る子ども、保護者、教員の主な意見

令和6年度には、制服のあり方を検討する前に、制服についてのアンケートやワークショップを実施するとともに、令和7年度には、制服のデザインについてのアンケートを実施しました。

【制服についての主な意見】

制服のよさ	
子ども	<ul style="list-style-type: none">・ 着る服を選ばなくてよいので朝の準備時間が短縮される。・ 服装による差が生まれないので平等。
保護者・地域	<ul style="list-style-type: none">・ 朝の服装選びの時間短縮や私服に係る費用を抑えられる。・ 子どもの気持ちの切り替えができる。
教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的な負担につながる。・ 学校内での統一感が生まれる。
制服の気になるところ	
保護者	<ul style="list-style-type: none">・ 今の制服では多様な価値観への配慮が難しい。・ 1着当たりの費用が高く経済的負担がある。・ 気温に応じた調整や洗濯の手間など管理が大変。

2 制服の検討経緯

(1) 制服のあり方検討（令和6年度）

牧之原市では、検討の背景を踏まえ、「制服が必要か」ということから検討を始めました。

検討にあたっては、令和6年度に、教職員、学校運営協議会、学識経験者、保護者（公募）で構成する「制服のあり方検討委員会」を組織するとともに、その検討前には、多様な意見を聞く機会としてアンケートやワークショップなどを実施しています。（P6参照）

制服のあり方検討委員会では、制服の必要性及び制服のコンセプトを決定しています。

【制服のあり方検討の流れ】

時期	制服のあり方検討委員会	意見聴取
令和6年 4～8月		ワークショップ等を対象ごとに開催（計7回） ・教育委員・教職員・学校運営協議会・市PTA連絡協議会・未就学児の保護者・児童生徒
9月		アンケートの実施 ・市内小中学校に在籍する小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒 ・市内小中学校に在籍する児童生徒、未就学児をもつ保護者 ・市内小中学校に勤務する教員
令和7年 1月～3月	会議を3回実施 ・制服が必要であることを結論付けた。 ・3つのコンセプトを決定。 ①選択できる 子ども自身が気候や嗜好により着る制服を選択できる。 ②経済的 家庭の経済的な負担を軽減できる安価なもの。 ③デザイン性 子どもが「着たい」と思えるデザイン。	

(2) 制服のデザイン検討委員会（令和7年度～）

制服のあり方検討委員会の結論を受け、制服のデザインの検討を行うため、教職員、学校運営協議会、学識経験者、保護者（公募）で構成する「制服のデザイン検討委員会」を組織し検討を行っています。

制服のデザイン検討委員会では、複社縫製にすることを決定し、制服の考え方にに基づき、プロポーザルによる選定を実施する予定です。

【制服のデザイン検討の流れ（現時点まで）】

時期	制服のデザイン検討委員会	意見聴取
令和7年 11月	・一社縫製か複社縫製か検討し、複社縫製に決定。 複社縫製：マスターメーカーが仕様書を作成。仕様書に基づけばどのメーカー、衣料品店でも制作が可能。	
令和8年 1月		児童・保護者アンケート WEB アンケートにより、制服のデザイン（色・形）等の意見を募集。 意見数：388件

【児童・保護者アンケートの主な意見】

- 男女問わずスラックス・スカートを選ぶことができる。
- 透けない、ノンアイロン、速乾・通気・吸汗、家庭用洗濯機で洗濯ができる、など機能性が高い。
- 低価格で買い足しがしやすい。
- 3年間使用できる耐久性がある。
- 特定店のみでなく取扱い店なら、どこでも購入できる。

3 方針

(1) 市内3中学校統一の制服とする。

牧之原市の一体感の醸成のために学校ごと異なる制服ではなく、牧之原市として統一した牧之原市らしさを感じられる制服を導入します。

また、今回選定した制服を、新たに開校する義務教育学校の制服とします。ただし、義務教育学校の開校準備において、前期課程の制服の導入の有無やデザイン等を検討するものとします。

(2) 生徒が自ら選択・決定ができる制服とする。

性の多様性や個性を尊重するとともに、近年の地球温暖化への対応としてスカート・スラックスが選択することができ、温度調節がしやすい制服が求められます。

牧之原市が子どもたちに育みたい力である「次代を切り拓く力」の資質・能力には、自らにふさわしい選択・決定を行う「判断力」や、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合う「他者理解」などが位置付けられています。選択可能な仕様の制服とすることにより、子どもたちが自ら考え、選択・決定すること、個に応じた選択を享受することが「次代を切り拓く力」を育むことにつながると考えています。

(3) 保護者の経済的な負担を軽減する。

学用品の保護者負担の軽減については、平成27年度に文部科学省の通知である「学校における補助教材の適正な取り扱いについて」から留意を求められているところであり、近年の物価高騰により、家計の負担軽減が一層重要となっています。

そのため、できる限り安価で良質な学用品を購入できるよう、制服の選定については、複社縫製とし、マスターメーカーをプロポーザルにより選定するものとします。また、制服は、家庭用洗濯機での洗濯が可能な素材とします。

(4) 子どもや保護者の意見を反映する。

子ども自身が「着用したい」と思えるデザインとするため、マスターメーカー決定後の制服デザインの決定については、子どもや保護者の意見を聞く機会を設けるとともに、その決定過程に関わることができるよう投票によりデザインを決定するものとします。

4 方針に基づく制服の考え方

(1) 制服は、性別に関係なく、ブレザータイプのジャケットを共通とし、スラックスとスカートは選択制とします。キュロットスカート等についても検討することとし、業者の提案及び投票により導入を決定するものとします。

(2) 次に掲げるものについて、市の統一品は設けず、市が提案する標準型に準じたものであれば、市販品等を含めて選択できるようにします。

ア ブレザーのインナーや夏服として着用する衣類は、ワイシャツかポロシャツを選択できるものとします。

イ 気温に応じて、自らが調整できるように、セーターやカーディガン、ベストを中間服として着用できるようにします。なお、ブレザーの下のみ着用を認めるなどの制約を設けないものとします。

ウ ネクタイやリボンについては、着用の有無や色や柄などについて各学校が必要に応じて、校則等により定めることができるようにします。

【制服及び制服に付属する用品の検討主体について】

教育委員会	【標準服】 ・ブレザー、スラックス、スカートのデザイン、基本的な着こなし
	【準標準服】 ・標準型となるワイシャツ、ポロシャツ、セーター、カーディガン、ベスト（指定品ではない） ・ネクタイ、リボン（指定品ではない）
学校	【準制服】 ・ワイシャツやポロシャツ、セーター、カーディガン、ベスト、ネクタイ、リボンの色や柄、ワンポイントの有無などの規定 ・制服及びワイシャツやセーターなどに取り付けられる名札の形状 【制服に付属する物品】 ・靴、靴下・下着・帽子・防寒具・名札のデザイン ・ベルト（スカートはアジャスター付属）・バッグ

5 今後のスケジュール

新しい制服は令和10年度から導入するものとします。

新入生を対象としますが、希望により他学年での着用も可能とします。

時期	内容
令和8年度	<ul style="list-style-type: none">・プロポーザルによるマスターメーカーの決定・制服展示会及び投票によるデザイン決定・仕様書の決定
令和9年度	<ul style="list-style-type: none">・仕様書に基づく業者及び保護者説明・個人採寸
令和10年度	<ul style="list-style-type: none">・新制服導入